

「健康保険被扶養者確認調書」に添付する書類一覧

《原則》

「健康保険被扶養者確認調書」に記載の被扶養者について、扶養の事実を証明する書類が必要となります。まず【表1】にて、被扶養者ごとに証明すべき事項(○が付いた箇所)を確認した上で、【表2】により、具体的な証明書類をご確認ください。ご不明な点は各事業所の健保担当者又は健保組合(03-3211-8969)まで問い合わせください。

【表1】被扶養者区分に応じた証明すべき事項

被扶養者の区分		証明すべき事項		① 親族関係及び同居の有無	② 被扶養者の収入状況(収入の有無)	③ 被扶養者への仕送額
配偶者(内縁者含む)				○	○	-
子	18歳未満		学生	○	-	-
	18歳以上	その他	同居	○	○	-
			別居	○	○	○
	父母・祖父母		同居	○	○	-
		別居	○	○	○	
兄弟姉妹・孫	18歳未満		学生	○	-	-
	18歳以上	その他	同居	○	○	-
			別居	○	○	○
	同居している配偶者の兄弟姉妹・甥姪		18歳未満	学生	○	-
		18歳以上	その他	○	○	-
同居している叔父叔母及び同居している配偶者の父母・祖父母・叔父叔母				○	○	-

※海外居住者は認定不可(海外赴任・留学等の例外あり)

【表2】具体的な証明書類

証明すべき事項	必要書類	提出対象者
① 親族関係及び同居の有無	◆世帯全員の住民票<原本>(続柄の記載あり) ※本籍・個人番号(マイナンバー)の記載が無いもの	対象者全員提出必須
	追加 ◆別居家族の住民票<原本>(続柄の記載あり) ※本籍・個人番号(マイナンバー)の記載が無いもの	別居の扶養家族
② 被扶養者の収入状況(収入の有無)	◆R5年度(非)課税証明書<原本> ※市区町村発行のもの(金額の記載要) ※収入(給与・年金等)金額の記載のあるもの	全員必須 (自営業者の方除く)
	◆確定申告書と収支内訳書の写し(直近のもの) ※個人番号(マイナンバー)の記載されていないもの	自営業をしている方(事業収入や不動産収入等がある)
	◆給与明細写しの直近3ヶ月分 ※氏名・会社名の記載のあるもの ※給与支払証明書代替可	現在アルバイト・パート等をしている方
	◆年金支払通知書の写し(直近のもの)	年金収入がある方(老齢、障害、遺族年金等すべて)
	◆無職無収入証明書<原本> ※事業所又は民生委員にて発行	昨年は収入があったが、退職等により現在は収入がない方(取り寄せた(非)課税証明書に収入の記載がある)
18歳以上の学生	◆在学証明書<原本> ※新型コロナの影響で特例で認めていた「学生証」<写>は今回の検認より不可となりました。	大学生・専門学校生・予備校生等の方 ※18才以上であっても高校生までは不要 ※収入を証する書類は不要
③ 被扶養者への仕送額	いずれか必須 ◆振込証明直近3ヶ月分 ◆振込の記載された通帳の表紙と記載箇所	別居の扶養家族 ※配偶者と18歳未満の子は不要 ※18歳以上で通学のために別居している学生の方は不要 ※現金の受け渡し、現金書留での送金は不可
共同扶養特例	◆被保険者(=社員本人)の令和4年分源泉徴収票(写) ◆扶養していない配偶者の令和4年分源泉徴収票(写) ※配偶者が自営業等の場合、令和4年分の確定申告書(写)	配偶者を扶養していない(=共働き等)で子を扶養している方必須 ※夫婦が共働きの場合、子は収入が多い方の被扶養者となりますので、夫婦双方の収入確認を行います。

*証明書類(住民票、非課税証明書、在学証明書)はR5.6.1以降かつ提出日より90日以内に発行されたものを提出してください。